

宮崎県水源地域保全条例をここに公布する。

平成26年3月17日

## 宮崎県条例第4号

### 宮崎県水源地域保全条例

(目的)

第1条 この条例は、水源地域の保全に関し、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源地域内の土地の所有権等の移転等について必要な事項を定めることにより、水の供給源としての水源地域が持つ水源の涵養の機能（以下「水源涵養機能」という。）の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「水源地域」とは、第9条第1項の規定により知事が指定した地域をいう。

2 この条例において「土地所有者等」とは、水源地域内の土地であつて規則で定めるものの所有権、地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利（第10条第1項並びに第13条第2項及び第3項において「所有権等」という。）を有する者をいう。

(県の責務)

第3条 県は、水源地域の水源涵養機能を維持するため、市町村、県民及び土地所有者等との連携協力により、水源地域の保全に関する施策を推進するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、水源地域の保全に対する理解を深め、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、水源地域が水源涵養機能を有することを深く認識し、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村との連携等)

第6条 県は、市町村が実施する水源地域の保全に関する施策について、市町村と連携協力を図るとともに、水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を求めるものとする。

(国との連携等)

第7条 県は、国と連携協力して水源地域の保全に関する施策の推進を図るとともに、水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(相談、助言等)

第8条 知事は、水源地域の保全を図るため、土地所有者等からの相談に応ずるとともに、必要な助言、指導及び情報の提供を行うものとする。

(水源地域の指定)

第9条 知事は、森林の存する地域のうち、水源涵養機能の維持を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められるもの（国有地を除く。）を水源地域として指定することができる。

2 知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かななければならない。

3 知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところによ

り、その旨を告示し、水源地域の指定の案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 4 前項の規定による告示があったときは、当該告示に係る区域の土地所有者等及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
- 5 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した者の意見を聴取するものとする。
- 6 知事は、水源地域を指定するときは、その旨及びその区域を告示するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 7 水源地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 8 第2項から前項までの規定は、水源地域の指定の変更又は解除について準用する。  
(土地の所有権等の移転等の届出)

第10条 土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転又は設定をする契約（規則で定めるものに限る。以下この条及び附則第2項において「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の6週間前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
  - (3) 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の種別及び内容
  - (4) 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転又は設定の後における土地の利用目的
  - (5) 土地売買等の契約を締結しようとする年月日
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定は、土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合には、適用しない。
  - 3 第1項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更して土地売買等の契約を締結しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。  
(市町村長への通知等)

第11条 知事は、前条第1項又は第3項の規定による届出があったときは、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町村の長に通知するものとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前条第1項又は第3項の規定による届出に係る土地の利用に関し、関係市町村の長に意見を求めることができる。  
(報告の徴収、立入調査等)

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第10条第1項又は第3項の規定による届出をした者（次条第1項及び第2項において「届出者」という。）に対し、報告を求めることができる。

- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第10条第1項又は第3項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が水源涵養機能の維持に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に

提示しなければならない。

- 4 第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言)

第13条 知事は、第10条第1項又は第3項の規定による届出があったときは、届出者に対し、当該届出に係る土地の利用について、当該土地を含む周辺の水源地域の保全を図るために必要な事項について助言を行うものとする。

- 2 届出者は、前項の助言を受けたときは、当該届出に係る土地の所有権等の移転若しくは設定を受けようとする者又は移転若しくは設定を受けた者に当該助言の内容を伝達するものとする。

- 3 知事は、必要があると認めるときは、第1項の届出に係る土地の所有権等の移転若しくは設定を受けようとする者又は移転若しくは設定を受けた者に対して、直接に、同項の事項について助言を行うことができる。

(勧告)

第14条 知事は、次のいずれかに該当すると認める者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第10条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(公表)

第15条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(水源地域内の土地の所有等の状況に係る情報提供の要求)

第16条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係市町村の長その他の者に対して、水源地域内の土地の所有又は利用の状況に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(市町村の条例との関係)

第17条 市町村が定める水源地域を保全するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条から第16条までの規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 第10条の規定は、同条の規定の施行の日から起算して6週間を経過した日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。